

女性の人権について学ぶ講座を開催します ～みんなで考えよう！国際女性デーを迎えて～

本市では、すべての市民が、男女の別なく個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保され、責任を分かちあう男女共同参画社会の実現を目指し、様々な意識啓発を行っています。

この度、市男女共同参画センターにおいて、「国際女性デー」に合わせ、女性の人権に関する講座を開催しますので、お知らせします。

1 日時・テーマ・講師（詳細は別紙参照）

日時	テーマ	講師
第1回 3月8日（木）	国連女性差別撤廃条約と日本の課題	あさくら 浅倉むつ子氏 （早稲田大学大学院法務研究科教授）
第2回 3月15日（木）	働き方改革：長時間労働はどうすればなくせるか	
第3回 3月22日（木）	刑法改正：女性の人権を確かなものにするために	つのだゆきこ 角田由紀子氏 （弁護士）

※いずれの回も時間は、14：00～16：00

※希望日のみの参加が可能です。

2 場所

千葉市男女共同参画センター 2階 研修室A1（中央区千葉寺町1208-2）

3 定員

各回30人（事前申込制・先着順）

4 参加費

無料

5 申込方法

FAX・Eメール・窓口で市男女共同参画センターへ申込み

【主催・問合せ先・申込み先】

市男女共同参画センター 電話 209-8771
FAX 209-8776
Eメール sankaku@f-cp.jp

《参考》

国際女性デーとは

「女性たちが、平和と安全、開発における役割の拡大、組織やコミュニティーにおける地位向上などによって、どこまでその可能性を広げてきたかを確認すると同時に、今後のさらなる前進に向けて話し合う機会」として、1975年に国連が設けた記念日です。

（出典：国際連合広報センター ホームページ）